

平成28年第4回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成28年12月6日 午前10:00

○散 会 午後 2:06

○出席議員（19名）

1番 鑑 仁 志	2番 堀 井 克 見	3番 佐々木 嘉 一
4番 小 林 悟	5番 澤 井 昭二郎	6番 藤 原 幸 雄
8番 藤 原 典 男	9番 西 村 武	10番 千 田 正 英
11番 戸 田 俊 樹	12番 菅 原 理恵子	13番 中 川 光 博
14番 佐 藤 義 久	15番 児 玉 春 雄	16番 大 谷 貞 廣
17番 伊 藤 正 吉	18番 菅 原 久 和	19番 鈴 木 斌次郎
20番 伊 藤 榮 悦		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 栗 山 隆 昌
市民福祉部長 藤 原 久 基	福祉事務所長 伊 藤 巧
産業建設部長 菅 原 靖 仁	水道局長 村 山 久 尚
教 育 部 長 菅 原 剛	農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	税 務 課 長 櫻 庭 輝 雄
長寿社会課長 仲 山 和 法	産 業 課 長 櫻 庭 春 樹

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴 木 整	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
--------------	-----------------



平成28年第4回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成28年12月6日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 報告第 10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 6 議案第 82号 潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（案）について
- 日程第 7 議案第 83号 潟上市農業委員会の委員の定数条例（案）について
- 日程第 8 議案第 84号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 85号 潟上市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 10 議案第 86号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 11 議案第 87号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 12 議案第 88号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 13 議案第 89号 相互救済事業の委託について
- 日程第 14 議案第 90号 上町自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 91号 潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 92号 潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について

- 日程第 17 議案第 93号 平成28年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）  
について
- 日程第 18 議案第 94号 平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第3号）（案）について
- 日程第 19 議案第 95号 平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第3号）（案）について
- 日程第 20 議案第 96号 平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算  
（第3号）（案）について
- 日程第 21 議案第 97号 平成28年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第1号）（案）について
- 日程第 22 議案第 98号 平成28年度潟上市下水道事業特別会計補正予算  
（第2号）（案）について
- 日程第 23 議案第 99号 平成28年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予  
算（第1号）（案）について
- 日程第 24 議案第 100号 平成28年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）  
（案）について
- 日程第 25 予算特別委員会の設置について
- 日程第 26 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 27 同意第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 28 同意第 6号 潟上市豊川財産区管理委員の選任について
- 日程第 29 陳情第 9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善  
を求める意見書を求める陳情
- 日程第 30 陳情第 10号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書  
を求める陳情書
- 日程第 31 陳情第 11号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国  
への意見書提出の陳情
- 日程第 32 陳情第 12号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあ  
たり、現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳  
情

日程第 3 3 陳情第 1 3 号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情



午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） おはようございます。

傍聴者の皆様、朝早くからご苦労様です。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成28年第4回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、1番 鑑 仁志議員、2番 堀井克見議員を指名します。

（「議長」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） はい、6番。

○6番（藤原幸雄） 私から、ここで戸田俊樹議員に対して、一定期間の出席自粛勧告を遵守するよう求める動議を提出したいと思いますので、伊藤議長の特段のお取り計らいをお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 議員戸田俊樹氏に対し、一定期間の出席自粛勧告を遵守するよう求める動議が提出されました。

暫時休憩致します。

午前10時01分 休憩

.....  
午前10時03分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この動議は、提出者藤原幸雄議員、賛成者5名となっており、動議は成立します。

この動議を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。

動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立少数です。したがって、この動議を日程に追加することについて

ては否決されました。

#### 【日程第2、会期の決定】

○議長（伊藤榮悦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの15日間に決定しました。

#### 【日程第3、諸般の報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。11番戸田議会運営委員長。

#### 【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（戸田俊樹） おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は11月24日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに開催しております。

12月2日には、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。

その後、12日に特別委員会を開催し、補足説明、質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。

また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告・質疑・討論・採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は、午後から開催する予定で、予算以外の議案については、各常任委員会報告・質疑・討論・採決の順に行い、予算議案については特別委員会報告・討論・採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取り扱いとなりますのでよろしくお願い致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第10号については、本日の本会議にて報告、議案第82号の条例制定（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第83号の条例制定（案）は、産業建設常任委員会へ付託、議案第84号から議案第86号までの条例改正（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第87号の条例改正（案）は、社会厚生常任委員会へ付託、議案第88号の条例改正（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第89号の単行案及び議案第90号の指定管理者の指定については、総務文教常任委員会へ付託、議案第91号及び議案第92号の指定管理者の指定については、社会厚生常任委員会へ付託、議案第93号から議案第100号までの各会計の補正予算（案）は、設置予定の予算特別委員会へ付託、同意第5号及び同意第6号については本日の本会議にて審議という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしてありますのでご確認ください。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することと致します。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも12月12日月曜日の特別委員会全体会の終了後からの開会とします。

なお、「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について」は、本定例会においては取り上げないことと致しました。他市町村議会の動向を注視した上で、今後、全員協議会等で取り扱いについて協議することと致しました。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

失礼しました。

一般質問について申し上げます。

一般質問については、6名の通告者がありました。

抽選の結果、12月8日木曜日の1番目に8番藤原典男議員、2番目に9番西村 武議員、3番目に15番児玉春雄議員、12月9日金曜日の1番目に14番佐藤義久議員、2番目に17番伊藤正吉議員、3番目に12番菅原理恵子議員となりましたので、宜しくお願い致

します。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） これで諸般の報告を終わります。

#### 【日程第4、行政報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第4、市長の行政報告を行います。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆さんも、大変ご苦勞様でした。

本日ここに、平成28年第4回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございました。

はじめに、12月2日午後5時40分ころ、潟上市飯田川下虻川字屋敷地内で発生した火災について申し上げます。

木工所から出火したとみられる火は、強風の影響で隣家などに燃え広がり、木工所の工場兼住宅のほか周辺住宅5棟を全焼したほか、小屋や倉庫など4棟が全焼し、屋根や外壁など部分的に焼けた住宅や小屋を合わせた被害棟数は15棟に及びました。

市では、同日午後7時に羽立神明自治会館に避難所と五城目警察署と合同の対策本部を設置し、対応に当たりました。避難所には、被災した家の2世帯3名が避難し、現場周辺の3世帯10名が飯田川公民館下虻川分館へ自主避難しておりました。翌日には、避難所に避難された方々は、親戚や同地区の貸家へ移り、自主避難していた方々は自宅に戻られております。

被災された方々は、現在、親戚宅などへ避難されておりますが、今後、被災した皆さんの相談、支援には、万全を期したいと考えております。

以上、火災の報告を終わります。

それでは、提出議案の審議に先立ち、第3回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、平成27年国勢調査について申し上げます。

平成27年国勢調査の確定値が10月に発表されました。本市の人口は3万3,083人と前回平成22年の調査よりも1,359人、3.9%減少しておりますが、秋田県内では3番目に低い減少率となっております。

地区別に申し上げますと、天王地区が2万1,385人で529人の減少、昭和地区が7,491人で527人の減少、飯田川地区が4,207人で303人の減少となっております。

ただし、追分地区だけは、住民基本台帳の数値で、平成22年に5,878人であった人口が平成28年には6,398人と520人増加しております。この要因として考えられるのは、平成23年4月に本市が県内で初めて導入した都市計画法第34条第11号（3411）で指定する区域の土地利用であります。制度導入の前後を比較すると市街化区域内での許可件数はそれほど変わりがないものの、市街化調整区域においては、平成27年度までの5年間で57件154区画と飛躍的に増加しており、特に市街化調整区域の開発行為のうち9割が3411区域で行われております。

なお、本年度も11月10日までの開発行為申請11件のうち3411区域の開発は8件と、制度導入による効果が継続しております。

この3411は、市街化調整区域内の土地活用にとって非常に有効な方策であり、人口減少対策としても効果的な制度となっていることから、今後も各方面に活用を働きかけていきたいと考えております。

次に、津波ハザードマップについて申し上げます。

秋田県では、本年3月に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、秋田県での地震発生の想定状況や津波浸水予測区域等の見直しを行いました。その見直しにより設定された「秋田県津波浸水想定」に基づき、本市でも津波ハザードマップの見直しを行ってまいりました。

本市では、平成24年2月に津波ハザードマップ暫定版を作成しておりますが、この度の新たな設定に基づき、浸水域、浸水深等の表示に加え、指定緊急避難場所等の追加情報を反映させた平成28年度版「潟上市津波ハザードマップ」を作成致しました。この津波ハザードマップは、津波への警戒意識と防災意識の高揚を図るため、今後、全戸配付致します。

次に、地域懇談会について申し上げます。

昨年的一般質問でもお答えしておりますが、平成26年度末で廃止となりました地域審議会に代わる会として、「地域懇談会」を設置致しました。

地域審議会が置かれていた昭和地域・飯田川地域に加え、新たに天王地域にも設置し、合併前の旧3町ごとに、諮問機関ではないフランクにまちづくり全般について幅広く意見及び情報交換を行う会としております。

なお、11月9日には初会合を各地域で開催し、活発な意見交換を行っております。

次に、旧飯田川庁舎の利活用について申し上げます。

旧飯田川庁舎を潟上市社会福祉協議会の事務所として活用することについて、社会福祉協議会と協議を進めてまいりましたが、協議の結果、旧教育委員会の事務スペースを使用することとなりました。

社会福祉協議会では、飯田川保健福祉センターからの移転を進め、10月3日から業務を開始しております。

また、潟上湖東地区保護司会が運営する「潟上湖東更生保護サポートセンター」につきましても、飯田川保健福祉センターから移転し、同日から業務を開始しております。

なお、旧昭和庁舎敷地内に所在する湖東森林組合から旧飯田川庁舎への移転についての要望書が提出されていることから、今後、使用事務スペースや移転時期等の詳細について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、株式会社秋田銀行用地等の寄附申し出について申し上げます。

この度、株式会社秋田銀行より天王上出戸地区にあります、同行所有の野球場用地等（面積5万7,043㎡）について寄附の申し出がありました。市としましては、受納する方向で検討を進めております。

次に、羽後飯塚駅舎の改築事業について申し上げます。

本年8月から仮駅舎での営業をしておりますが、工事が順調に進み、12月23日に新しい駅舎に切り替え、営業を開始する予定となっております。

新駅舎は「自然環境や景観と調和した地域の文化を生かした駅」をイメージしてデザインしており、今後、地域の顔として親しまれていくことを期待しております。

なお、新駅舎への切り替え後もJRによる仮設駅舎及び仮設トイレの撤去が予定されておりますので、引き続き利用者の皆様にはご不便をおかけ致しますが、ご理解とご協力のほど宜しくお願い致します。

次に、集団検診について申し上げます。

毎年11月に「秋の日曜がん検診」と「集団レディース検診」を実施し、受診率が低い状況となっている若い世代が受診しやすい体制を整えております。

未受診者対策の「コール・リコール事業」は、本年度は胃がん検診の未受診者を対象とし、約4,500の方に電話やはがき等による受診勧奨を行っております。

また、現在も医療機関での特定健診、乳がん、子宮がん検診を実施しており、今後もさらなる受診勧奨に努めてまいります。

次に、農業委員会の制度改正について申し上げます。

昨年9月、「農業委員会等に関する法律」の一部改正が行われ、法律の施行日である平成28年4月1日から農業委員は公選制から首長の選任制となったほか、委員の募集や推薦方法等に変更がありました。

本市では、現委員の任期満了後の来年7月19日以降の適用となりますが、制度改正に伴い、農業委員の定数を条例で定める必要があるため、本定例会に条例（案）を提出しております。

新制度に円滑に移行できるよう、今後も準備を進めてまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

水稻については、田植え時期は好天に恵まれ初期生育は順調に推移したものの、6月の日照不足により莖数確保が進まず、穂数は例年よりやや少なめに推移しております。出穂は各品種とも平年より2、3日早く、出穂後の気温も高く推移したことから稲刈り作業は9月17日ころから始まりました。

東北農政局秋田支局が発表した10月15日現在の県中央部の作況指数は「104」の「やや良」で10アール当たりの予想収量は591キログラムとなっております。これは出穂期以降の好天で登熟が順調に進んだことが要因と思われまます。

また、毎年心配されますカメムシ類の被害については、航空防除が適期に行われたほか、追加防除の周知徹底を図ったため、本市の10月末現在の一等米比率は、天王地区97.7%、昭和地区91.2%、飯田川地区99.0%と高い水準となっております。

果樹の和梨については、8月22日より初出荷が始まり、10月24日で収穫が終了しております。今年は春先の好天で各品種とも平年より早い発芽・開花期を迎えましたが、受粉時の天候不順で結実にバラつきが見られ着果不足となりました。

また、出荷間近に「黒星病」の発生が確認され、出荷量は前年比で20%ほど下回る結果となりました。

花きの輪菊・小菊については、夏場の高温の影響により彼岸向け露地・施設栽培ともにやや遅延傾向でしたが、順調に出荷することができました。

販売状況については、県外産地の不足により10月の相場が高騰し高単価で販売できませんでした。

なお、園芸メガ団地については、露地・施設栽培ともに主な病害虫被害もなく、全体的に見ると計画を上回る出荷量でありました。

また、鉢物のシクラメンについては、生育も順調で、生産量は平年並みとなっております。

10月下旬から出荷が始まっております。

転作大豆については、播種以降の適度な降雨により発芽は良好であったものの、一部団地で再播種を行うなど生育にバラつきが見られ、分枝数が例年より少ない状況となりました。そのため生育量が例年より少なく、生産量・品質ともに前年を下回っております。

野菜関係では、夏ネギは6月の日照不足もあり、一時ベト病が蔓延しましたが、7月上旬からの出荷には影響はなく、平年並みに推移しております。

枝豆は、極早生・中晩生ともに開花期の継続的な降雨により開花がバラついたため、製品率が低下し、シーズンを通じて反収300キログラム前後で推移致しました。

単価については、昨年のような波は少なく、1キログラム当たり600円程度で推移しております。

また、冬期間農業として期待が高い施設栽培の寒締めホウレン草やプチヴェールについては、12月下旬から2月の出荷を目指し、播種作業や定植作業を行っております。

今後も冬期間農業については、各種補助事業を活用しながら農家所得の向上を目指してまいります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

本年度の産業まつりは10月15日・16日の両日、食菜館くらら内の「交流ロビー」を会場に行い、前年より6点多い288点の出品がありました。

栽培期間を通して肥培管理に苦勞した年でありましたが、水稻の部7点、果樹の部78点、このほかにも花きの部や農産加工の部などに出品がありました。特に野菜関係には122点の出品があり、果菜類・葉菜類・イモ類はいずれも高品質のものが見受けられました。

農家の皆様には今後も、きめ細かな管理や創意工夫による良品を生産されることを期待するとともに、ご指導・ご協力いただきました秋田地域振興局をはじめ、各関係機関に対し、感謝とお礼を申し上げます。

次に、企業誘致について申し上げます。

本年5月に立地協定を締結した「山本精機株式会社潟上事業所」については、7月の貸工場使用貸借契約締結後、市による屋根・外壁等の改修工事、下水道工事を実施し、同時に山本精機株式会社による内部の改修工事や機械設備の搬入等を終えております。

この後、12月14日には潟上事業所の開所式が行われることとなっており、当日は関係

者への内部公開も予定されております。

なお、工場の本格稼働に伴い、潟上市工場等設置奨励条例に基づく設備投資助成金、地域総合整備資金貸付金の予算を本定例会に提出しております。

次に、教育関係について申し上げます。はじめに「ふるさと教育」の推進状況について申し上げます。

学校の枠を超えて交流し、ふるさとの自然について考える機会とすることを目的に、市内の小学校6年生を対象とした本市名誉市民・中村征夫氏の講話及び1泊2日の自然宿泊学習を9月に実施しております。

更に、10月には中学校2年生を対象にキャリア・スタート・ウィーク職場体験を地域の事業所92カ所のご協力のもとに行っており、ふるさとへの愛着心が育つ有意義な活動となりました。

また、11月から来年2月にかけて、市内の小学校3年生から6年生を対象に、ミュージカル「新リキノスケ走る」の観劇を実施しております。

このほかにも、中学校3校の生徒会執行部による合同会議を開催し、来年1月に控えた宮崎県都城市の中学生との交流が実りある学習となるよう、準備を進めているところであります。

次に、文化祭について申し上げます。

本年度の文化祭は10月15日・16日の両日、天王会場と昭和会場で開催致しました。両会場には、市民の生涯学習実践活動として、絵画や書道、陶芸、手芸等の芸術作品が展示され、天王会場では1,108点、昭和会場では1,187点の秀作・力作が会場を華やかに演出するとともに、中村征夫氏が監修した市内小・中学生による「かたがみ写真展」の作品も展示され、多くの来場者が熱心に見入っております。

芸能発表においては、天王会場には16演目、昭和会場には24演目がエントリーし、舞踊やダンス、カラオケなど、学びの成果を発表し合い、芸術・文化の輪が広がりました。

また、16日の「文化講演会」には、市民685人が詰めかけ、大盛況となりました。

女優の佐久間良子さんの『女優として 母として』と題した講演では、女優活動や子育ての経験談、母としての家族への想いを語り、最後は思い出の「詩」を朗読し、多くの方々が胸を熱くする感動的な講演会となりました。

「2016かたがみ音楽祭」は、15日に羽城中学校体育館を会場に、「全力疾奏♪輝け！かたがみの未来へ」をテーマに、第1部は市内3中学校吹奏楽部による演奏、第2部は

秋田西高等学校吹奏楽部による演奏・全8曲が披露され、迫力ある演奏と演出の数々に約570人の来場者から盛大な拍手が送られました。

2日間にわたる文化の祭典は、好天にも恵まれ、多くの市民が芸術と文化の秋を堪能し、盛会裏に終了致しました。

次に、秋田25市町村対抗駅伝「ふるさとあきたラン」について申し上げます。

今年で3回目の開催となるこの大会は、10月2日、大館市の「大館樹海ドーム」を発着地とする9区間31.5kmで行われ、本市からはA・B、2チームが参加し、大館市内の特設コースを全力で駆け抜けました。

小学校から一般まで18人の選手は、合同練習で培ったチームワークでたすきをつなぎ、全参加34チーム中、Aチームが21位、Bチームが28位と、昨年度より順位を上げております。

本大会にご協力をいただきました潟上市陸上競技協会、参加選手の皆さん、関係各位に対しまして深く感謝を申し上げます。

次に、「平成28年度潟上市健康マラソン大会」について申し上げます。

10月10日の体育の日、さわやかな秋晴れのもと、当日は個人の部・ペアの部に、遠くは宮城県栗原市や岩手県花巻市など市内外から555人のランナーのご参加をいただき、開催致しました。個人2.5km、5.0kmの部では小学生や中学生、一般ランナーが健脚を見せたほか、ペアの部では親子や夫婦、友達同士などが仲良く手をつないでゴールするなど、思い思いに走りを楽しみ、沿道からの温かい声援を受け、各部門に参加したランナー全員が完走を果たしております。

次に、市有建物災害共済について申し上げます。

現在、市役所庁舎をはじめとする公共施設の建物災害共済につきましても、一般財団法人全国自治協会に加入しておりますが、平成29年度より市町村合併に伴う分担金（保険料）の特例措置が廃止されることとなり、分担金が大幅に引き上げられることとなりました。

全国の各市が加入している公益社団法人・全国市有物件災害共済会に加入することにより、分担金が現在よりも低く抑えられることができることから、地方自治法の規定に基づき、本定例会に同共済会への相互救済事業の委託についての議案を提出しております。

次に、平成28年度の職員給与等に関する人事院勧告について申し上げます。

国家公務員法及び地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡と地域の民間給与の実情を職員の給与水準に適切に反映する必要があるため、毎年、人事院や県人事委員会による職員の給与等に関する勧告が行われております。

本年度は、8月8日に国家公務員における人事院勧告が発表され、それを踏まえ10月7日に秋田県人事委員会の勧告が発表されております。

県人事委員会の勧告は、本年4月時点における秋田県職員の月例給与と県内民間給与の較差が0.11%、417円下回っていることから、若年層に重点を置いて給料表の引き上げを行い、期末・勤勉手当については、県内民間の年間支給割合にあわせて支給率を0.05月分引き上げ、年間支給割合を4.10月とするものであります。

本市においても、これまで同様に県人事委員会勧告に準拠し、一般職及び特別職の給料表と期末・勤勉手当を改定することと致しました。これによる影響額は約893万円です。

なお、給料表は平成28年4月1日、勤勉手当は12月1日に適用するため、給与条例の一部改正案を本定例会に提出しております。

次に、平成29年度当初予算編成方針につきまして、その概要を申し上げます。

歳入では、市税を含む自主財源の伸びは期待できず、また、普通交付税は合併による優遇措置の終了により確実に減少すること、歳出では社会保障関係費が引き続き増加する見込みであることから、市の財政運営は依然として厳しい状況が予想されます。

国は、「骨太の方針」において、「成長と分配の好循環」の実現に向け、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、消費税率の10%への引上げを平成31年10月まで2年半延期するとともに、平成32年度の基礎的財政収支黒字化という健全財政化目標を堅持するとしております。

また、アベノミクス「新・三本の矢」を一体的に推進することで、「成長と分配の好循環」を全国津々浦々まで波及させ、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯どめをかけ、将来にわたって成長力を確保するとしており、こうした国の動向を注視し、情報収集に努め、適切に対応していく必要があります。

平成29年度当初予算は、市長選挙があるため「骨格予算」として編成致しますが、前期基本計画の2年目となる「第2次潟上市総合計画」に盛り込まれた諸施策を積極的に推進させ、「潟上市に住んでいることに幸せを感じることができるまちづくり」を実現するために、職員の創造力と行動力を結集させて取り組んでまいります。



ンパーや運転席側フェンダー等を破損したものでございます。

損害賠償額は18万7,470円でございます。

なお、今回のこの事故につきましては、羽立北野浄水場のろ過機のろ材を交換するため、羽立北野浄水場から二田浄水場へ水を切り替える作業中に起きたものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから報告第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第6、議案第82号 潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第6、議案第82号、潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（案）についてを議題とします。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

議案第82号、潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（案）について。

潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由であります。地域再生法の一部改正等に伴い、本社機能の事務所等を本市の区域内へ移転又は本市の区域内において拡充する事業者に対して、固定資産税の不均一課税の措置を講じるため条例を制定するものであります。

次のページをお願い致します。

主な内容についてご説明申し上げます。

はじめに、本条例による不均一課税の対象となる認定事業者とは、整備計画を県に申請し、知事の認定を受けた事業者であり、かつ本社機能を東京23区から当市指定区域内に移転又は地方にある本社機能を当市指定区域内に拡充する事業者のことであります。

また、ここでいう本社機能とは、事務所、研究開発部門、研修施設等であり、現在当市において実施している「工場等設置奨励条例による固定資産税の減免措置」では対象外となっている施設であります。

適用税率につきましては、東京23区内にある本社機能を地方に移転する移転型事業が、本市の固定資産の税率「1.4%」に「初年度は0」、「第2年度は4分の1」、「第3年度は2分の1」を乗じて得た税率、地方にある本社機能を拡充する拡充型事業が、「初年度は0」、「第2年度は3分の1」、「第3年度は3分の2」を乗じて得た税率となっております。この不均一課税は3年間実施され、4年目以降は本来の税率1.4%となるものでありますが、実施により普通交付税による減収補てん措置が講じられます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） ただいまの説明によりますと、潟上市では該当する企業はないということですが、いずれ本社を本市に置くということは、法人税の課税上、非常に有利になるということで、その分、固定資産税を軽減しようということだろうと思います。

ところで、一番の議案の提案の中で、潟上市地方活力向上地域という地域をうたっておりますけれども、これはどういう趣旨に基づいての地域なのか、そういう地域指定があるのかどうか、その辺をお伺い致します。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 3番佐々木議員の質問にお答え致します。

地域指定ということですが、これは県の方で計画を立てておりまして、それに基づきまして潟上市内で地域指定をしております。

本社機能につきましては、基本的には市街化区域内、それから既存の部分につきましては、今ある実際の事業所等、それを具体的に指定しております。例えば、ニッポ電工ですとかフカイ工業、それから五洋電子、マルサ佐藤製作所、それから五洋電子のニッポ工業ですか、それと昭和工業団地というふうにして地域を確実に指定されております。これの拡充型ということで、本社機能が東京以外、県外のところから来た場合には対象になると。本社機能が23区から来た場合につきましては、移転型ということで、これにつきましては市街化区域内と、それにあわせて昭和工業団地ということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） ただいま潟上市における地方活力向上地域というのは、言ってみ

れば市街化区域、それと工業団地という地域が指定されているということでありましてけれども、いずれそうすれば市街化区域の場合はどこでもいいと。大体東京23区から本社を移転するというのは、かなりのこれは重要な、企業としても重要な問題ですが、いずれそうしたことで受け皿としては潟上市は今申し上げたようなところを指定しておると。それも県の指定に基づく潟上市の言ってみれば地域指定だということでありましてけれども、いずれ市街化区域内であれば、例えば住居専用地域、住専、あるいは近隣商業・工業等いろいろありますけれども、それはそうすればどこでもいいということなのか。工業団地であれば、言ってみれば操業区域でありまして、本社機能は工業団地に建てるかどうか、いろいろなその、企業のやはり営業なりいろんな企業の目的、趣旨に基づく活動のいわゆる本社機能を有して、そこで営業活動をするということになりますと、いろいろあると思うんですが、該当にはならなくとも潟上市としては、そういうような受け皿を持っているというようなことは非常にいいことなんですが、その場合、市街化区域内であれば、さっき冒頭申し上げましたように、どこの地域でもいいのか、あるいは限定されるのか、用途地域が決まっておりますので、その辺はどうですか。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 3番佐々木議員の再質問にお答え致します。

先ほど言いましたとおり、移転型事業の区域につきましては、市街化区域どこでもいいということと工業団地と、それとあともう一つは、空き工場なども設定していると、そういうことでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第7、議案第83号 潟上市農業委員会の委員の定数条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第7、議案第83号、潟上市農業委員会の委員の定数条例（案）についてを議題とします。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木雅輝） 続きまして、議案書の7ページをお開き願います。議案第83号、潟上市農業委員会の委員の定数条例（案）について。

潟上市農業委員会の委員の定数条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会の委員の選出方法が、従来の公選制から市長が議会の同意を得て任命する方法に変更されることに伴い、農業委員会の委員の定数を新たに定めるため、条例を制定するものであります。

次のページをお願い致します。

主な内容についてご説明申し上げます。

平成28年4月1日より施行されました改正法により、農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されております。

また、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから、市長が議会の同意を得て任命する方法に変更となっていることから、「潟上市農業委員会の委員の定数条例」を新たに制定するものであります。

委員の定数についてでございますが、現在は22人となっております。これは、合併時の協議事項において、市議会議員の定数が22人になったことを受け、同数としたものでございます。現在、市議会議員の定数は20人であるため、本条例においても農業委員会の委員の定数を同数である20人としております。

また、条例の施行に伴い、従前の条例である「潟上市農業委員会の選挙による委員の定数条例」、「潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例」及び「潟上市農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例」は廃止となります。

なお、この条例は、平成29年7月20日より施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） 農業委員会法の一部改正につきましては、これまでいろいろマスコミ等で知らされておりました、農業が変わっていく矢先の一つの制度改正なのかなということではありますが、今回の20人の定数条例に切りかえるということなんですが、それは20人というのは潟上市の農業の実態を踏まえた上での農業政策を具体的に立てようという一つの規制改革の狙いがあるのではないのかなと思っております。そうした面からしますと、今までの農業委員の任務というのは、3条、4条、5条、いわゆる土地の言ってみれば機能変更、あるいは売買の所有権移転、あるいは賃貸借というような、そ

うというようなことが主で、ほとんどその許認可事務を司るものであったんでありますけれども、今回は公職選挙法によって全国一律でなくして、その地域地域の農業を、いかに向上、発展させるかということが、この農業委員会法の一部ではないのかなと思っております。今回は条例制定が趣旨でありますので、その点の政策的な提案理由はありませんが、いずれ農業委員会条例の改正というのは、そのような趣旨に基づくものであらうと、私はそのように理解しております。

そうした面からしますと、そこで公選制からいわゆる選任制に変わるということで、今ここに何と言いますか、委員の募集や推薦方法等に変更があったということではありますが、従来の制度からしますと、公職選挙法ですから立候補の自由もありますし、選択の自由、選挙の自由ですから、そういう部分は配慮されて、潟上市農業の実態にあわせた知識を有する者を市長が選任するということだと思ひまして、農業が変わっていくなかでは非常に大事なことだと思っております。その場合、今、あらかじめ市長の行政報告にもありましたが、選任制になったので、委員の募集や推薦方法等に変更があったということですが、私、まだ変更じゃなくて、これからの問題で、どういう選任方法をとるかについては、いずれ条例を踏まえて、その団体の首長が選任する一つの方法として具体化されるものではないのかなと思っておりますが、いずれ選任方法について、もし募集や選任方法等に変更があったということでもありますけれども、その辺はどういう考え方なのかひとつ説明願いたいと思います。公職選挙法ですから選挙の自由なり有権者が20歳以上から18歳以上になったかもしれないませんが、それに農業のいわゆる農業委員の選挙権というのは、農業従事者日数で決まってくると、そういう一つの公職選挙法でありながらそういう制約が一つあるということなので、そこら辺を踏まえての今これもうむしろ次の選任制にかかわる一つの選任方法まで述べてありますので、概略、どういう方法で首長が選任されて議会に同意を得るような手続になるのか、その辺をひとつ教えていただきたいと思います。これ来年の7月からで、今の現職がみな新しく変わりますので、それらを踏まえての具体的な募集や推薦方法、これが変更になったというような、そういう言葉の使い方ですので、じゃあそうすれば今現在、もうそういう方向に進んでいるのかということになりますと、まだその段階ではありませんので、その辺の説明をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木雅輝） まず、その募集とかの変更ということにつきまし

ては、ちょっと言葉としてはあれなんですけれども、まず今まではおっしゃるとおり立候補して、まず選挙をとということであったのが、農業委員に応募する人、今度は農家でなくても応募とかもできます。そういう面で、ひとつ本人が、広報とかホームページ等で募集したものに対して応募なり推薦してきたものに対し、評価委員会というのをまずこの後、要綱等で定めるつもりでおります。その評価委員が委員会の中である程度その人を選んで、それを市長に報告して、その中から市長が選任するということになる予定でおります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。8番。

○8番（藤原典男） 国会の中で法律で農業委員会のあり方ということで今回変わったということで、定数を含めた選任の仕方の変更だと思いますけれども、農業委員会の仕事そのものは変更になるのかどうか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木雅輝） 農業委員会の業務につきましては、法令業務でございまして、農地法の3条、4条、5条、それから農業経営基盤強化促進法等に上がってきたものについて、まず判断するということございまして、それらについては制度が変わっても基本的には変わらないです。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 今、縷々議論されておりますけれども、農業委員会、さらっと今回出てきたんですが、戦後70年の歴史の中で農業委員会、あるいはまた教育委員会というものは、行政から独立して、独自性とやはり主体性をもってその行政分野で力を発揮すると。公正公平を図っていくと。それが今日の発展につながっていると、私はそう思います。

さて、なぜこの農業委員会が公選法から首長が選任すると、ざっくりいけば、首長が人を選ぶと。その前に今、事務局長がおっしゃったとおり評価すると。誰が、どういう視点で評価するのか、非常にそれがこの条例の今、提案の段階では曖昧模糊として見えてこない。言ってみれば、ときの首長がワンサイドで人物を選べると。20名なら20名ね、そういうことになるんですよ。それがやはり農業の振興、発展、主体性というものが大きく損なわれる、管理農業になるのかどうか。今までの有り様とは、もう大きく変わる。もう180度どころじゃない、がらっと変わる制度になるだろうと思うんですよ。ですから、そこは国の制度改正に伴って潟上市もこの条例案を提案したということはよくわ

かるんですが、来年の7月だと、その運用は。だとすれば、やはり何らかの形で、一発で上げてくるよりは、農業という基幹産業、潟上市の、その有り様を変えかねない制度改革ですから、やはりその全体で議会の何ていうか協議会をやったりして、そして知識、状況、前後、将来深めて、その上でやはりやっていかないと、何らかのやはり禍根を残すんじゃないかな、後顧の憂いが残るんじゃないかなと私はそう思いますので、その点、今後、今回提案されたわけですから、もうこれで仕方ないとしても、やはり我々もきちっと共有して、どういう変化、どういういい方向に行くのか、例えばT P Pの問題も含めて全く暗中模索でしょ。恐らくT P P等々も絡み合った中で、こういう制度が国の案として出てきたと思うんですよ。ですから、地方の時代、地方が主体的にやらなきゃならないこの時期を迎えて、もう少し我々は、いいように活用するために、きちっとやはりその前後を、理解度を深めておく全体的な要素があるんじゃないかなと思います。これ見ますと、条例が改正されると、もうどんどんいけいけどんどんでいっちゃう。しかしながら、実態が果たしてついていくのかなと、選ぶって簡単に言うけれども、潟上市で20人選ぶ、今、局長がおっしゃったとおり農家でなくても手上げ方式でできますよと、こういうことでしょ。まさに農業の根幹をなす農業委員会というのは、3条、4条、5条のみならず、農業の有り様、次年度以降の農業の方向づけなんかも意見具申するんですよね、行政に。等々を考えた場合、非常にこれ大きな、戦後70年の大きな転換期だと思いますので、今回はまず例えばやむを得ないにしても、今後しっかりと深めて、農業委員会、農業委員当事者はもとより農業関係者、我々議会も共通認識を持っていかないと、私はやはり大きな問題として残ってくるんじゃないかなと非常に懸念しますので、そこら辺、農業委員会事務局長に答弁を求めても、ちょっと重いかもしれませんが、所管の局長として、どういう決意でいるのか、いま一度はっきりとお答えいただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 2番堀井議員にお答えします。

2番堀井議員の心配、あるいは危惧も理解できます。

この度の法の改正によって条例を20人にしたということですが、7月から施行ということで、今現在の私のこの法改正の心境を言いますと、首長の20人の推薦であろうと、決めるのは議会なんです。だから、今言うその農業に深い理解を持った方、意欲を持った方々が、当然その評価委員というのは私まだ定かではありませんが、そういう農業委

員の方と今までの方とがらり変わるということも考えていませんし、やはり元に戻って農業の振興、あるいは農業に意欲のある若手等々が出てくるものと期待しております。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 私が今申し上げまして、理解もできると、まず好意的に対応しましょうということでしたが、私ちょっと話くだくなりますけれども、これ農業委員会制度の改正、いわゆる公選制の改正というのは、マスコミ報道等見ますと、はっきり言って形骸化しちゃって、公選法を適用しても、ほとんど無競争だと、選挙になってないと。そしてやはり惰性的に人選がされていくと。たまにあるけれども、ほとんどもう公職選挙法というのは、有名無実な話で、現実には形骸化されて無投票というか、いう形でいくと。それがやはり今日の農業委員会制度の使命の形骸化と衰退につながっているという一つの要素があったんだろうと。そこらがやはりどういうふうには今度は、こうなった場合、解消されていくのかということ一点。

それから、合併時に議会定数にあわせて22名であったものが20名にするんだと。議会なんか、もう既に22名から20名になって2回も選挙やっていますよ。この間、そうすれば、この条例の精神というのはどういうことであったのか、またぞろ心配されるのは、今、議会も議会改革やっていますから、20名の定数が何人になるかわかりませんが、恐らく方向としては定数減なっていくですよ。そうしますと、またその後追い、農業委員会の定数の後追いが現存として続いていくということになるんですよね。したがって、やはり我々議会も来年、さ来年1月に選挙あるんですが、その間に恐らく変化があるでしょう、そう予想されますよ。ですから、そこらも加味しながら、ただ一つの国の制度が変わるからその流れでやるんじゃないかと、それらも吟味して実態、議会定数とがっちりやはりマッチするような方向というものを私は定めていけば、むしろそれはコンパクトな効率のある農業委員会定数というものが具現化してくるんじゃないかなと私はそう思いますよ。したがって、7月ですから、議長もおりますけれども、どういう動きをするかわかりませんが、それらも加味しながら、にらみながらやっていくと、定数が議会は20人で農業委員会は22人と、だらだらとは言いませんけれども、きたというその何ていうか錯誤的なものが一気に解消されるということもこれ、きちっと読めますので、そこらも含めて、この今、条例が改正設置するからといって、いつ20名という、次からの改正と言うけれども、むしろもう一步進んで、議会の定数の動きなんかと見ながら対応していくというのは、私はかなり現実的だし、今日も述べられているコンパクトな地方議会、

地方政治のあり方と合致してくるんじゃないかなとも思うんですが、そこら辺どうですか。

○議長（伊藤榮悦） 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木雅輝） 今おっしゃるとおり、まず農業委員会につきましては、合併以来22人ということですからずっとやってきて、まさにそのご指摘のとおりではございますけれども、今回20人になるということで、まずこの後、農業人口等それらも踏まえ、議員の定数等も踏まえ、今後もこれが適正かどうかを検討していきたいと考えております。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 佐々木農業委員会事務局長という立場で、今お尋ねしたことに対して、ざっくり答えるということはなかなか難しいということを私前段で申し上げました。ただ、こういう機会じゃないと、やはり丁々発止の議論できませんから、やはり実態とあわせて、しかも鋭意効果の上がるような制度改正というものが、国と同時に地方、潟上市が主体的にやっていくというスタンス、これのみならず、さまざまな行政分野で必要だということをお願いして私の質問を終わります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

暫時休憩致します。15分まで休憩致します。

午前11時06分 休憩

.....  
午前11時15分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第8、議案第84号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第12、議案第88号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第8、議案第84号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第12、議案第88号、潟上市行政手続におけ

る特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてまでを一括議題とします。

議案第84号から議案第88号までについて、当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の9ページをお開き願います。

議案第84号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、秋田県人事委員会の勧告に準拠し、給料表の改定及び諸手当の改正を行うため、条例の関係部分を改正するものであります。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

第1条は、給料表の改定についてであります。秋田県人事委員会が実施した平成28年4月の民間給与の調査結果が県職員給与より平均417円、0.11ポイント上回っていたことにより、県は給料表の改定を民間との較差や国の人事院勧告を踏まえ、若年層に重点を置き引き上げの措置を実施しており、潟上市においても県にならった給料表の改定としております。

なお、引き上げに伴い平成28年4月1日の給料月額を基準として、平均して1人当たり716円、0.25ポイントの増となっております。

期末勤勉手当においても県の民間調査結果で平成27年8月から平成28年7月までの1年間において、年間4.08カ月の支給割合になっており、県及び潟上市の4.05カ月を上回っている状況であることから、県にならい勤勉手当の支給割合を1.55カ月から0.05カ月引き上げ1.60カ月とし、年間4.10カ月とする改正としております。

第2条につきましては、扶養手当の額を改正するものでございます。人事院勧告に準じて配偶者に係る手当額を段階的に引き下げ、他の扶養親族と同額の6,500円とするものであります。並びに子に係る手当額を段階的に引き上げ、1万円とするものでございます。

扶養手当の額につきましては、配偶者に係る手当等の削減分を子に係る手当額に充当することになりますが、配偶者に係る手当額の削減による負担が受給者へ及ぶことを勘

案し、段階的に実施するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでありますが、扶養手当の額の改正である第2条及び附則第4項の規定については、平成29年4月1日から施行するものでございます。

また、給料表の改定関係である「第1条改正後の給与条例」附則第14項及び別表第1の規定は平成28年4月1日から、勤勉手当の支給割合関係である第16条第2項及び附則第18項の規定については、平成28年12月1日からそれぞれ適用するものでございます。

次に、議案書の19ページをお開き願います。

議案第85号、潟上市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）について。

潟上市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由。

期末手当の支給割合を改定するため、関係条例の関係部分を改正するものである。

次のページをお願い致します。主な改正内容についてご説明申し上げます。

県では、特別職の期末手当支給割合について0.05カ月の引き上げを予定しており、これにあわせて潟上市特別職の職員で常勤のもの（市長、副市長、教育長、市議会議員）の期末手当支給割合を年3.00カ月から3.05カ月に改正するものでございます。

また、平成27年3月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」で、教育長の身分を特別職へと変更するなどの改正をしておりますが、現教育長の任期が終了する平成29年6月27日までは、改正前の条例が効力を有するという経過措置を設けております。このため、第1条で現条例の改正、第2条から第5条までが改正前の条例の改正となっております。

そして、第6条及び第7条が議員報酬の改正となっております。

第2条、第4条及び第6条の内容でございますが、平成28年度期末手当支給割合の年間3.00カ月を年間3.05カ月に変更し、12月分で調整するものであります。

第3条、第5条及び第7条は、平成29年度以降の年間支給割合である3.05カ月を6月期と12月期で均等に配分し、それぞれ1.525カ月とするものであります。

なお、この条例は、第1条、第2条、第4条及び第6条を公布の日から施行し、第2

条、第4条及び第6条を平成28年12月1日から適用するものでございます。また、第3条、第5条及び第7条につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書の23ページをお開き願います。

議案第86号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市市税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

次のページをお願い致します。

改正内容の概要であります。潟上市市税条例附則第18条の2を附則第18条の3とし、附則第18条の次に「特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税特例」に関する条文を加えるものであります。

内容としましては、国交のない台湾との間に税金の二重課税を防止するため「日台民間租税取決め」がなされ、台湾居住者から支払いを受ける一定の配当、利子又は使用料について総合課税であったものを分離課税にするものでございます。

なお、この条例は、平成29年1月1日から施行するものでございます。

この条例の改正につきましては、現在、対象となる方は今のところいないということでございます。

次に、議案書の29ページをお開き願います。

議案第87号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由。

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものである。

次のページをお願い致します。

改正内容の概要であります。潟上市国民健康保険税条例附則第12項及び第13項を繰り下げ、第11項の次に「特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する条文と「特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する条文を加えるも

のであります。

内容としましては、世帯主又は世帯に属する国民健康保険被保険者が外国居住者等の所得に対する相互主義による、特例適用利子等並びに特例適用配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得がある場合は、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得として含めることとするものであります。

なお、この条例は、平成29年1月1日から施行するものでございます。

先ほど申しましたとおり、この条例の改正につきましても、今のところ該当者はおりません。

次に、議案書の32ページをお開き願います。

議案第88号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令の施行等に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

次のページをお願い致します。

改正内容の概要であります。条例別表第2の2の項に「身体障害者福祉法による障害福祉サービス等」の事務及び特定個人情報として「外国人生活保護関係情報」、同6の項に「知的障害者福祉法による障害福祉サービス等」の事務及び特定個人情報として「外国人生活保護関係情報」を加えるもの、並びに同11の項に掲げる特定個人情報に「医療保険給付関係情報」を加えるものでございます。

内容としましては、潟上市がマイナンバーを独自に利用するため条例で定めた独自利用事務であります「外国人への生活保護の事務」に関して、同一執行機関内の部署間で情報の授受ができる事務及び特定個人情報を追加するものであります。電算システム間でのマイナンバーを利用した情報連携が可能となります。

なお、この条例は、番号法附則第1条第5号に定める日から施行するものでございます。平成29年5月30日までは施行されるということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから議案第84号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） 公務員の給与につきましては、公務員は争議権を持たないので、言ってみれば人事院勧告の調査の勧告に従って給与を改定するという事なので、基本的にはその手続を経て今回提案しておりますので理解できますが、説明の中で若干言葉の意味とか、あるいは数字の取り方についてお伺いしたいと思います。

一つは、市長の行政報告にもありましたが、県人事委員会の勧告は本年4月時点における秋田県職員の月例給与と県内民間給与の較差が0.11%で、その額は417円だと。したがって、我が潟上の給与は民間給与より安いということも一つの理由とされておりますけれども、まず一点は、秋田県職員の月例給与、県内の民間給与の較差、いわゆる月例給与ということの中にどういうものが含まれるのか、その辺はどうですか。まず第1点お伺いします。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 3番佐々木議員の質問にお答え致します。

県の方で定めております月例給与でございますが、給与並びに手当ということで比較してございます。民間給与が37万6,928円に対しまして職員給与が37万6,511円と、公民較差が417円、0.11%となっております。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 今回の人事院勧告による影響額ということで、市長の行政報告にもありましたけれども、893万円という今回の改定による影響額が示されておりますけれども、この影響額というのは共済組合の負担金、手当の、共済組合の負担金の跳ね返り、あるいは職員手当、扶養手当とか時間外その他、そのほか期末勤勉手当ありますけれども、そういう跳ね返り分とかそういうようなこと、一応総額で893万円と言いますけれども、その辺はどのような影響額でしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 3番佐々木議員のご質問にお答え致します。

おっしゃるとおり職員全員の分で、跳ね返り分等、すべて反映させた数字で出しております。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 結局は、この度の改定は、民間給与、あるいは秋田県職員の給与、

それとの比較で413円という較差があったと。私もこの改定の表を見まして、それぞれ級別、号俸別の間差額等をちょっと調べてみましたが、一番やっぱり間差額一番大きいのは、月額1級、2級、3級あたりまで1,500円ということで、若年層に重きを置いた改定だということはわかりました。その上に上がっていきますと900円、800円、600円となっていくわけですが、これそれぞれやはりその団体によって給料表の適用の給料表が違う部分がまず一つあります。県の方では、恐らく7級か8级以上までというので、さらに金額は落ちるといことだろうと思うんですが、いずれそういうようなことを積み上げていきますと、いずれ間差額、給与改定の動向としてはわかるけれども、具体的な数字はちょっとわからないなということもあります。そんなことで、ちなみにさる団体の給与改定の新聞紙上のあれ見ましたら、ちゃんと一般職は4月にさかのぼって平均723円、給与月額というような、ちゃんといわゆるマスコミを通して知らせるといようなこともありますし、それからやはり期末勤勉手当の跳ね返り分、何か月分だとか、扶養手当については配偶者の手当が今後配偶者控除が変わっていくという段階を踏まえて、だんだんと配偶者手当は減額すると。その代わり扶養手当は6,000円から1万円に引き上げていると、そういう具体的ないわゆる提出資料も出しております。その点からいきますと、411円で893万円の影響額という、その辺は余りよくわからないなということが実感でありますので、そういう計算をして出している団体もありますので、もう少しその点は、この件は総務文教委員会に付託する案件ですので、その点についてもやはり情報をきちっととらまえて審査するということが必要ではないかなと思って今質問したわけですが、いずれ私の質問は以上であります。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） 今回の改定案については、扶養手当、奥さんのところちょっと減額ということでは残念だと思いますけれども、若年層については、幾らか給料を厚くするということの説明ありました。それで、勤続何年の何歳ぐらいまで、何級、何号あたりまでのところを給料を厚くするというか、そういうふうなお考えなのか、そこら辺について具体的なところ、表を見てもなかなか何歳とかそこら辺についてはわからないので、宜しくお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

今のご質問は、若年層をどの程度ととらえているかということだと思いますので、そ

こでお答えさせていただきます。

1級が74人中全員、74人です。2級が32人中28人、3級、98人中2人ということに、そこら辺が重点的に引き上げられているということでございます。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 具体的な数字、出ましたけれども、年齢的にはどのあたりまでということ、勤続年数も含めて、そこら辺ちょっと答弁なかったのをお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

おおむね30代前半ということでご理解をお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

次に、議案第85号、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

次に、議案第86号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

次に、議案第87号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

次に、議案第88号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第13、議案第89号 相互救済事業の委託について 及び 日程第14、議案第90号 上町自治会館の指定管理者の指定について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第13、議案第89号、相互救済事業の委託について及び日程第14、議案第90号、上町自治会館の指定管理者の指定についてを一括議題とします。

議案第89号及び議案第90号について、当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の37ページをお願い致します。

議案第89号、相互救済事業の委託について。

毎年度予算で定める経費を支弁して潟上市の所有又は占有に属する財産で必要なものの火災その他の災害による損害に対する相互救済事業を、公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託するため、地方自治法第263条の2第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、公益社団法人全国市有物件災害共済会が行う相互救済事業に加入するため、地方自治法第263条の2第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今まで、今年度もそうでございますが、町村会に対して加入していたわけですが、町村会の方でそちらの現在500万円ほどの負担金になってはいますが、それが特例がなくなりまして来年度から3倍になるということから、ここに今お願いしておりますこの全国市有物件災害共済であれば、今までの掛け金以下で加入できるということでございますので、今回提案させていただいたものでありますので、宜しくお願い致します。

それでは、次のページをお願い致します。

議案第90号、上町自治会館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 上町自治会館
2. 指定管理者となる団体

秋田県潟上市昭和大久保字小橋24番地 上町自治会 会長 鎌田直広

3. 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

指定管理者の指定にあたり、本年11月7日に指定管理者選定委員会を開催しております。選定委員会では、上町自治会を指定管理者候補者に選定することにより、地域に密着した運営や施設機能の活用等、効果的な管理運営が達成できると認められたことから、今回提案するものであります。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから議案第89号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

次に、議案第90号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第15、議案第91号 潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について 及び 日程第16、議案第92号 潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第15、議案第91号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について及び日程第16、議案第92号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてを一括議題とします。

議案第91号及び議案第92号について当局より提案理由の説明を求めます。藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） それでは、議案書の39ページをお開き願います。

議案第91号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、潟上市昭和デイサービスセンターであります。

2. 指定管理者となる団体は、秋田県潟上市昭和大久保字北野海老漣沼端74番地3  
社会福祉法人昭和ふくし会 理事長 菅原三朗

3. 指定の期間でございますが、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年  
間であります。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川 光男

なお、社会福祉法人昭和ふくし会の概要については、参考資料の43ページに記載され  
ておりますので、ご参照ください。

次のページをお願い致します。

議案第92号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定するこ  
とについて、議会の議決を求める。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、潟上市昭和在宅介護支援セン  
ターであります。

2. 指定管理者となる団体は、秋田県潟上市昭和大久保字北野海老漣沼端74番地3  
社会福祉法人昭和ふくし会 理事長 菅原三朗

3. 指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間あります。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから議案第91号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番。

○2番（堀井克見） この昭和地区のデイサービスセンター、それから在宅介護支援セン  
ターということで、同じ施設だと思うんですが、私の記憶によりますと、旧昭和町の時  
代からこの施設が存在してて、旧昭和町でも委託するという形をとってきたと思うん  
ですが、合併以来12年、13年目に入っているわけですが、指定管理料というものが大  
体想像できることは光熱水費だとかもろもろだと思うんですが、その推移がね、それ  
を何らかの機会に私どもの手元に届けていただいているかもしれませんが、ちょっと今、  
手元にありませんので、昭和の時代を起点とするならば、13年間の変遷というのがある  
とすれば、どういう変遷をたどっているのか、指定管理料ね。しかもその項目、何に対  
する指定管理料としてカウントされて、結果的にどれだけの税金を財政出動しているの  
か、この一連の流れというものをまず教えていただきたいと思います。

併せて、この参考資料を拝見しますと3億9,556万円という、4億になんなんとする資産を持っているわけですが、これ、どういう資産がこれだけの金額に相当するのか、何をもってこれを積算しているのか、わかるとするならば、これもひとつお知らせしていただきたいと思います。

あわせて、従業員数というところに理事が11名、監事が2名、職員が82名という、かなりマンモスな組織体制になっているんですけれども、昭和の時代から営々と続いておって、地域の医療介護、高齢化社会の対応ということで大変貢献をされているということは重々理解できるわけですが、その変化の変遷というものをやはり私どもも知り得る立場にありますので、どういう流れになっているのか。ちなみに、理事11名の中で私の記憶によりますと、昭和の時代からずっとかなりの部分で、この役員ももう固定化されているというか、もう岩盤のように固まっててやっている。それが悪いとかいいとかということはさておいても、そういう流れというものの状況というものを、この際やはりちょっと今この向こう5年間また改めて指定管理契約をするわけですから、そこら辺つまびらかにしていただければありがたいと思います。人事等々の流れも、答えられる範囲で結構です。もし差し障りがあればあれですけども、地域貢献をされているというとは重々認めますし理解できるんですが、内容について今少しつまびらかにしていただきたいということです。

○議長（伊藤榮悦） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 2番堀井議員のご質問にお答えを致します。

まずこの昭和ふくし会でございますが、こちらの方は平成4年度に建築をされまして、当初は業務委託ということで行ってございました。指定管理となりましたのは平成18年4月からということでございまして、今回が4回目の契約の延長となっております。

それで、この指定管理の費用ということにつきましては、介護保険事業所と登録しておりまして、介護報酬による収入がある関係上、指定管理料はお支払いしてございません。

それで、資産というお話でございましたが、総額が3億9,556万円ということでございますけれども、これは特別養護老人ホームの経営、短期入所事業の経営等々、今詳細はちょっと手元にはございませんが、その合計でございます。

あと、従業員、理事11名、監事2名、職員82名ということでございますけれども、その詳細についても申しわけございません、今ちょっと手元にはございません。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 市民福祉部長、唐突な質問で、ちょっと入りすぎたなということで恐縮です。恐らく答弁なさったとおりでと思うんですが、明らかになったことは、平成18年からの指定管理だと。合併が17年3月22日ですから、おおむね1年後からずっと、13年目ですから、12年のスパンにわたって指定管理をしていると。今あれっと思ったのは、指定管理料は一切拠出されていないと。私どもの既存の認識からいきますと、指定管理料というものが普通に、通常にグリーンランドであれ、ブルーメッセであれ、出ていくんですよ。施設管理費という形の中で。それが一切ないと。県との連携等々ということで話あったんですが、これがまた違ったケースの指定管理施設ということになるのかなと。逆に聞けば、どこの部分が、どこの部分を実態、指定管理として管理を委託しているのか、逆にそこをちょっとお知らせしていただきたいと思います。本来であれば施設全体の管理料として財政出動して、それを管理するというのが指定管理だけれども、それが無いとするならば、どこの部分を実態、指定管理部分として定めなきゃならない背景というのは何なのか。実質、指定管理としてその指定管理されたふくし会がやってくる部分というの、どこなのかということ逆に見えてきませんので、その部分に、特に飯田川地区においても、それから天王地区においても昭和地区においても病院を中心にしてこういうふうなための施設があるんですが、あえてここは一つ違った形態としてずっと存続している。ここら辺のやはり比較検討というものが、地域の医療介護、高齢化社会の対応という、恐らくグローバルな対応だということはあるんですけども、ここらがいま一つ、財源的なものが出動がないとするならば、どこなのかということをお知らせしていただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 再質問にお答えを致します。

この昭和ふくし会の管理でございますけれども、指定管理料につきましては先ほど申し述べたとおりお支払いをしていないと。その管理については、管理運営については、ふくし会の方に一任してございます。これは当初、この会が発足した当時から行っていることでございますし、ふくし会は住民の福祉増進に非常に実績が多いということで、また、特定の指定管理をした方が地域に密着した運営といたしますか、そういったことができるということをお願いしているものでございます。どうかご理解をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 市民福祉部長、大変恐縮です。理解したいと思います。ただ、3回目にちょっと申し上げます。

指定管理、ブルーメッセから始まってくららでも、さまざま今、前の議案もありました上町自治会、ほかにもあります。金額の多少は別としても、必ず管理費というものを行政との連携の中で、また、行政の範ちゅうを担うということで指定管理料をお支払いするわけですよ。それによって何が違うとなれば、毎年毎年の収支の決算内容なり事業の効果、内容等が議会に配付されるものもありますし、財政当局に提出されるものもあるでしょう。ですから、その中で地域貢献が、そのたぐいたぐいでどれぐらいしているかということが色あいが出てくるんですよ。そして、総体的な効果を上げると、行政効果につなげていくということだと思んですが、これ見ますと、当然私の記憶だとすれば、この決算状態、私、目に触れたこともないし、今言えば補助金もやってないんだから出す必要もないだろうという論理になりかねない。だとすれば、行政との信頼関係の絆と言いましょうか、やはりお互いの相互扶助というのはどこで、ただこの施設の指定管理という指定がどこの部分を指すのか非常にわかりにくい。ですから、そこらがほかの指定管理として定めた、自治会から始まってブルーメッセ、くららまで、明確になっているんだけど、ここだけがわかりにくいということなんです。例えば、先ほど前段でも質問しましたけれども、資産の約4億弱、3億9,000万幾らあるんですけども、その詳細もちょっと今すぐはわからないと。それで結構です。ですから、そこらも、いよいよ合併して13年もなって、全体の医療福祉、高齢化社会の対応でもっていくとするならば、やはり、いい意味でですよ、いい意味で行政もやはりかかわりを持っていくと、必要な管理費であれば出していくと、ほかの方みんなそうやっているわけですから、そういうふうにしてやっていかないと、ここ一番のときに当局、いわゆる市と、このふくし会とのあうんの呼吸の発展的なものの運びというのは、やはりできないんじゃないかなと、いよいよこの指定管理というのは何のために実態あるのかということのちょっと不思議な感じすら思いますので、今、今日はここでやめますけれども、またしかるべき機会の中で、これは委員会付託なるのかな、なる、そうすれば、ひとつ所管の社会厚生委員会だと思いますけれども、ここらも含めて、これ以上3回ですから詰めることもできませんので、西村委員長のもとで、しかと詰めていただきたいと思います。予告しておきますけれども、報告のときにまたお尋ねしますので、そのことを宿題申し上げて

私の質問を終わります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 2番堀井議員のご質問の点については、指定管理の選定委員会の際も同様の質問がございました。全くそのとおり同じ、質問の内容は、収入は指定管理料は支払わないのかという委員のご発言がありまして、それに対して介護保険事業所として登録しており、ケアプラン作成などの介護事業による収入があるため、指定管理料は支払っておりませんというお答えを申し上げております。協定書の中でも指定管理料の支払いについては、うたっておらない状態でございますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

次に、議案第92号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

現在11時58分でございますので、昼食のため暫時休憩致します。再開は午後1時30分と致します。宜しくお願いします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第17、議案第93号 平成28年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について から 日程第24、議案第100号 平成28年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第17、議案第93号、平成28年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）についてから日程第24、議案第100号、平成28年度潟上市水道事業会計補正

予算（第2号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第93号から議案第100号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の41ページをお開き願います。

一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第93号、平成28年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第6号）の1ページをお願い致します。

議案第93号、平成28年度潟上市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,688万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億9,295万7,000円とするものでございます。

5ページをお願い致します。

第2表地方債補正について申し上げます。

起債の目的の漁港整備事業は、限度額1,170万円に減額、水産業強化対策整備事業は新たに限度額1,160万円を追加、地域総合整備資金貸付事業は、新たに限度額2,800万円を追加するものでございます。

8ページをお願い致します。

歳入予算について、主なものを申し上げます。

13款2項2目民生費国庫補助金は1億3,330万5,000円の追加で、主なものは経済対策臨時福祉給付費補助金1億2,847万8,000円でございます。国の補正予算によるものでございます。

14款2項4目農林水産業費県補助金は957万7,000円の追加で、主なものは、水産業競争力強化施設整備緊急対策事業費補助金1,552万5,000円でございます。漁獲物畜養施設及びつきいそ施設を整備するものでございます。

9ページをお願い致します。

20款1項市債は3,350万円の追加で、主なものは4目農林水産業債の水産業強化対策整備事業債1,160万円の追加と、9目商工債の地域総合整備資金貸付事業債2,800万円の追加でございます。

歳出予算について主なものを申し上げます。

13ページをお願い致します。

3款1項9目臨時福祉給付費は1億2,848万5,000円の追加で、経済対策臨時福祉給付に係る経費でございます。国の補正予算によるもので、主なものは14ページをお願い致します。経済対策臨時福祉給付金1億2,000万円で、引き続き所得の低い方々に対して臨時福祉給付金を給付するものでございます。給付額は1人当たり1万5,000円で、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を給付するものでございます。

15ページをお願い致します。

4款2項3目クリーンセンター費は1,399万8,000円の追加で、主なものは16ページをお願い致します。修繕料1,373万7,000円でございます。焼却炉の火格子の取りかえで、燃焼による摩耗や損傷が著しい部分を取りかえるものでございます。

6款3項1目水産業振興費は1,765万円の追加で、主なものは漁獲物畜養施設改修工事实施設業務委託料405万円と、つきいそ施設整備工事2,700万円でございます。活魚及びイワガキ等を畜養するための水槽並びに機械設備を有する漁獲物畜養施設の設計業務委託と、イワガキ等の漁場としてつきいそ施設を整備するもので、資源量の増加による漁業者の所得向上と安定した漁業経営の確立を図るものでございます。

7款1項1目商工振興費は9,158万7,000円の追加で、主なものは17ページをお願い致します。設備投資助成金6,030万円と航空機部品製造工場開設事業貸付金2,800万円でございます。山本精機株式会社潟上事業所への助成金及び貸付金でございます。

20ページをお願い致します。

12款1項公債費は1,953万4,000円の減額でございます。利率の見直し及び前年度借入分の利率確定によるものでございます。

以上が一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、議案書の42ページをお願い致します。

議案第94号、平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第94号、平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,949万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億65万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、保険給付費の高額療養費で、実績見込みによるものでございます。次に、議案書の43ページをお願い致します。

議案第95号、平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第95号、平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,203万6,000円とするものでございます。

補正の内容は、職員の人件費でございます。

次に、議案書の44ページをお願い致します。

議案第96号、平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第96号、平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ236万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,049万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、職員の人件費と介護事業所台帳管理システム導入委託料でございます。

次に、議案書の45ページをお願い致します。

議案第97号、平成28年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第97号、平成28年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入予算の組み替えを行うもので、前年度繰越金の精算によるものでございます。

次に、議案書の46ページをお願い致します。

議案第98号、平成28年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第98号、平成28年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ323万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,335万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、前年度繰越金の精算による歳入予算の組み替えと前年度借入分の利率確定による公債費の減額でございます。

次に、議案書の47ページをお願い致します。

議案第99号、平成28年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第99号、平成28年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入予算の組み替えを行うもので、前年度繰越金の精算によるものでございます。

次に、議案書の48ページをお願い致します。

議案第100号、平成28年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第100号、平成28年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出に28万8,000円を追加するものでございます。

補正の内容は、職員の人件費でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これで説明を終わります。

【日程第25、予算特別委員会の設置について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第25、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第93号から議案第100号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号から議案第100号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

【日程第26、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第26、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を選任するため、予算特別委員会を開催します。

暫時休憩します。

午後 1時43分 休憩

午後 1時58分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告致します。

委員長、6番藤原幸雄議員、副委員長、8番藤原典男議員。

以上のとおり決定しました。

また、予算特別委員会は、12月12日及び20日に開催される旨、あわせて各常任委員会

からなる予算特別委員会分科会を設置し、12日月曜日、13日火曜日、15日木曜日に詳細審査する旨の通知がありましたのでご報告致します。

【日程第27、同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第27、同意第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

同意第5号について提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第5号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

記

住 所 潟上市飯田川下虻川字屋敷112番地

氏 名 鑑 長 秀

生年月日 昭和24年7月23日

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成29年3月31日付けで人権擁護委員の鑑長秀氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならない、これが提案理由であります。

お手元に鑑さんの略歴をお届けしておりますが、鑑さんは平成23年から人権擁護委員をしておりまして、大変人権擁護委員として適任だと思いますので、宜しく願い申し上げます。

○議長（伊藤榮悦） 同意第5号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第5号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

【日程第28、同意第6号 潟上市豊川財産区管理委員の選任について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第28、同意第6号、潟上市豊川財産区管理委員の選任についてを議題とします。

同意第6号について提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第6号、潟上市豊川財産区管理委員の選任について。

下記の者を潟上市豊川財産区管理委員に選任したいので、潟上市豊川財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

住 所 潟上市昭和豊川上虻川字仁山7番地

氏 名 佐々木 松 彦

生年月日 昭和22年11月20日

住 所 潟上市昭和豊川船橋字川原崎52番地

氏 名 奈 良 政 紀

生年月日 昭和42年1月21日

住 所 潟上市昭和豊川山田字家の上24番地

氏 名 児 玉 勇 一

生年月日 昭和20年1月21日

住 所 潟上市昭和豊川上虻川字古井内10番地2

氏 名 藤 原 善 則

生年月日 昭和26年11月30日

住 所 潟上市昭和豊川槻木字畑妻34番地2

氏 名 佐々木 昭 一

生年月日 昭和18年3月9日

住 所 潟上市昭和豊川槻木字真形尻56番地

氏 名 森 久 樹

生年月日 昭和26年6月6日

住 所 潟上市昭和豊川竜毛字開沢44番地6

氏 名 川 上 和 敏

生年月日 昭和20年6月3日

平成28年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成28年12月26日付けで潟上市豊川財産区管理委員が任期満了となるので、潟上市豊

川財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を得て選任しなければならないものであります。

お手元に各7人の簡単な略歴を示しておりますが、この7人の方々は、それぞれの地区の推薦を得ているということで今回選任したいと思っておりますので、宜しくお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 同意第6号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第6号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

【日程第29、陳情第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を求める陳情 から 日程第33、陳情第13号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情】

○議長（伊藤榮悦） 日程第29、陳情第9号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を求める陳情から日程第33、陳情第13号、若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情までを一括議題とします。

陳情第9号から陳情第13号までは、お手元に配付の陳情文書表のとおり社会厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号から陳情第13号までは、陳情文書表のとおり社会厚生常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、12月8日木曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

大変ご苦勞様でした。

---

午後 2時06分 散会

